

平成 30 年第 1 回松阪市教育委員会定例会会議録

日時 平成 30 年 1 月 18 日 (木)

午後 1 時 30 分 開会

午後 2 時 05 分 閉会

場所 教育委員会室

議題

議案第 1 号 松阪市松浦武四郎誕生地条例施行規則の制定について

報告事項

1. 平成 29 年度 12 月児童生徒の問題行動等について
2. 平成 30 年「新成人のつどい」について
3. さんぎんアリーナ（松阪市総合体育館）縦樋改修工事について
4. 公立幼稚園における今後の 3 歳児保育について

その他

出席者

教育長	中 田	雅 喜
委員（教育長職務代理者）	山 川	隆 志
委員	鷺 尾	節 子
委員	竹 内	一 子
委員	長 島	彩 子

出席事務局職員

局長	松名瀬	弘 己
教育政策・地域連携統括マネージャー	山 本	嘉
教育総務担当参事兼教育総務課長	青 木	俊 夫
図書館改革推進担当参事兼生涯学習課長	深 田	政 己
スポーツ担当参事兼スポーツ課長	山 口	真 澄
給食管理担当参事兼給食管理課長兼 松阪市学校給食センターベルランチ所長	内 山	次 生
教育施設担当監	川 口	雅 生
学校教育課長	有 瀧	弘 晃
学校支援課長	萬 濃	正 通
子ども支援研究センター所長	小 筆	邦 明
スポーツ施設管理担当監兼管理係長	水 本	博
国体準備担当監兼国体準備係長	井 田	精 一
中部台管理事務所所長	中世古	雅 男
北部教育事務所長	中 村	雅 一
西部教育事務所長	高 尾	昭 次
健康福祉部こども局こども未来課長	沼 田	雅 彦
産業文化部文化課長	榑 原	典 子

教育長 　　ただ今から平成30年1月第1回教育委員会定例会を開催いたします。

　　なお、夕刊三重新聞社様から傍聴の申し出がございましたので、私の方で許可いたしました。ご報告申し上げます。

教育長 　　それでは、事項書に従いまして、進めさせていただきます。

　　議案第1号松阪市松浦武四郎誕生地条例施行規則の制定についての提案理由を事務局から説明願います。

（事務局説明）

教育長 　　ただ今の事務局の説明に対し、質疑、意見は、ありませんか。

委員 　　今、文化課長からご説明をいただきましたが、29年度から文化課が産業文化部の方に移管されています。

　　規則は、教育委員会が定めると説明いただきました。教育長の名前で施行規則が制定されますが、産業文化部の文化課と教育委員会の役割分担の中で、教育長が制定すべきものか所管している産業文化部で制定すべきものか、そのあたりを説明願います。

事務局 　　平成29年4月の組織機構改革に伴い文化課は、教育委員会から産業文化部になりました。

　　このことは、平成20年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により文化財保護も含め文化課に関する事務等を市長部局で取り扱うことができるようになったものでございます。

　　このような中、文化財保護に関しては、教育委員会が管理、執行することとなっていますが、補助執行により産業文化部文化課で事務を行っています。

　　今回の条例は、施設を新たに設置するという事で、市長が制定し、料金の徴収や減免措置を行うことを規定していますが、その他の入館等の手続きなどは、教育委員会が行うこととなっていることから今回、教育委員会の規則として提案をさせていただきました。

委員 　　教育委員会には、文化財の保存等を所管する課がありませんが、教育長名で規則を定めて、補助執行で事務を文化課が行うということですね。

事務局 文化財の保護に関することについては、教育委員会がしなければならないとなっていますが、実際の事務は、産業文化部の文化課で行っているということです。

教育委員会から事務を任されているということになりますが、今回のように重要な案件については、教育委員会でお諮りをして意見をいただき決定していくというものです。

これまで、文化財の指定の解除等も教育委員会でお諮りさせていただいたことと同様に今回の松浦武四郎誕生地に関することも教育委員会で作案をし、規則として定めさせていただきたいと考えています。

教育長 他にどうでしょうか。

委員 文化財の使用について第2条と第10条で喫煙しないこと、火器を使用しないこと、汚損するような行為をしないことが規定されています。

最近では、伝統的な文化財に落書きをしたり、油をかけたりというような事件が報道されていますが、もし、そのようなことがあった場合の罰則のような規定は、ないのでしょ

事務局 この規則においては、入館者と使用者の遵守事項ということで規定させていただいています。文化財は、文化財保護法により守られていますが、市の文化財保護条例には罰則はないため、遵守事項の指導と管理人の配置によることなどで適切に文化財の保護に努めていきたいと考えています。

教育長 他、よろしいでしょうか。
(委員から「なし」の声)

教育長 それでは、質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。

討論はありませんか。
(委員から「なし」の声)

討論なしと認めます。よって、採決に入ります。議案第1号を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

教育長 挙手全員でございます。よって、議案第1号は、原案どおり可決いたしました。

教育長 議案が終了いたしましたので、報告事項に入ります。報告事項1から4を事務局から説明願います。
(事務局から説明)

教育長 ただ今の事務局の説明に対し、ご質問、ご意見は、ありませんか。

委員 公立幼稚園の3歳児保育についてですが、幼稚園については、定員割れをしているところが多いと思います。
19園中13園で3歳児保育を現在行っていますが、この園では、定員割れしていないのでしょうか。

事務局 各園の定員に対しては、ほとんどの園で定員は、いっぱいになっていない状況です。定員いっぱいに近い園もいくつかありますが、いっぱいになっていない園がほとんどという状況です。

委員 そのような状況で、3歳児保育のクラスを増やすというのは、どうかと思いました。
このエリアに無いということでもかなとも思いますが、他に方法はないのかと思ひ質問させていただきました。

教育長 潜在的なニーズに関する資料はありませんか。

事務局 この、てい水幼稚園は櫛田地区にありますが、例えば、市長と語る会などにおいて地域の方から、この地区にあるつくし第二保育園が定員いっぱい、なかなか入園できないことことから、てい水幼稚園を認定こども園にできないかという意見もあったと聞いています。

現在、都市部では、保育園と幼稚園の住み分けがうまくいっている、てい水幼稚園を認定こども園にするまでには至らないと考えてるので3歳児クラスが、てい水幼稚園にできれば、ある

一定のニーズに応えられのではないかと考えています。

それともう一つ、近くの漕代幼稚園が、休園となることも含めて3歳児保育のクラスを開設したいと考えています。

教育長 一定のニーズがあり緩和をする要件もあると思います。

教育長 他にご質問、ご意見はありませんか。
(委員から「なし」の声)

教育長 質問等が終了いたしましたので、報告事項1から4は、承認したいと思いますが、いかがでしょうか。
(委員から「異議なし」の声)

教育長 異議なしということでございますので、報告事項1から4は、承認いたしました。
次に、その他の項に入ります。その他の項で何かありませんか。

その他事項

委員 松阪市のスポーツの環境整備について

事務局 安全で快適に使っていただけるように今後あらゆる面から調査・研究していく。

委員 松阪市の小学校の英語教育の方針等について

事務局 松阪市としては、生きた英語に触れる機会を充実させるためにALTの充実を図っていくよう考えている。
小学校の外国語学習の時間数が増えてくることから学習がスムーズに行われるよう学校に対し丁寧な支援をしていく。
小学校の教職員の英語力や指導力が向上するように研修の充実を図っていききたい。

教育長 学校の支援という点で、研修や指導方法の支援、教材開発や具体的な指導事例等の教師への支援の他、子どもたちが英語になれ親しめるように地域人材の活用を考えている。
様々な角度から子どもたちへの支援と教職員の支援や学校のカリ

キュラムマネジメントの支援等あらゆる面で英語教育に関する支援を行っていきたいと考えている。

委員 小学校英語の習熟度に応じた学習の進め方について

学校支援課長 他の教科同様に、子どもたちの学びの段階によって基礎的な学習や発展的な学習等選択できるよう対応していく。

教育長 生きた英語になるように工夫をして小学校の段階で英語嫌いをつくらないように英語を使うことが楽しい、使ってよかったと思えるような英語教育を進めていく。

教育総務課長 次回の教育委員会定例会でございしますが、2月16日金曜日、午後1時30分から教育委員会室でお願いいたします。

教育長 それでは、これで平成30年1月第1回松阪市教育委員会定例会を閉会いたします。